別記第三十号の二様式申請人等作成用１（裏）を次のように改める。

（裏）

備　考
申請人等作成用２から４，所属機関等作成用等１から５は，在留目的に従って，次の様式を使用してください。

	在留目的	例	使用する申請書								
			申請人等作成用				所属機関等作成用等				
			1	2	3	4	1	2	3	4	5
1	短期滞在	親族訪問，短期商用	○	H	－	－	－	－	－	－	－
2	大学等における研究の指導又は教育等	大学教授	○	I	I	－	I	－	－	－	－
	中学校，高等学校等における語学教育等	中学校の語学教師									
3	収入を伴う芸術上の活動	作曲家，写真家	○	J	－	－	J	－	－	－	－
	収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得	茶道，柔道を修得しようとする者									
4	外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動	司教，宣教師	○	K	－	－	K	－	－	－	－
5	外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	新聞記者，報道カメラマン	○	L	－	－	L	－	－	－	－
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者									
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等を必要とする業務に従事すること	外資系企業の駐在員									
6	投資している事業の経営又は管理	外資系企業の社長，　取締役	○	M	－	－	M	－	－	－	－
7	契約に基づき収入を伴う研究を行う活動	政府関係機関，　企業の研究者	○	N	－	－	N	N	－	－	－
	自然科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること	機械工学等の技術者									
	人文科学等の分野の専門知識等を必要とする業務に従事すること	通訳，デザイナー									
	熟練した技能を要する業務に従事すること	外国料理の調理師，スポーツ指導者									
	特定の研究活動，研究事業活動，情報処理活動	指定された機関の研究者・情報処理技術者									
8	興行	歌手，モデル	○	O	O	O	－	－	－	－	－
9	技能実習	技能実習生	○	Y	-	-	Y	Y	Y	Y	Y
10	勉学	留学生	○	P	P	－	P	P	－	－	－
11	研修	実務研修を行わない研修生，公的研修を行う研修生	○	Q	－	－	Q	Q	Q	Q	－
12	商用・就職を目的とする者，文化活動又は留学の在留資格を有する者の扶養を受けること		○	R	－	－	R	－	－	－	－
	特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること										
	EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること										
13	日本人，永住者等との婚姻関係，親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者	○	T	T	－	－	－	－	－	－
14	上記以外の目的	外交，公用，弁護士，公認会計士，医師，家事使用人，ワーキングホリデー，アマチュアスポーツ選手，インターンシップ，EPA看護師・介護福祉士，EPA看護師候補者・介護福祉士候補者，EPA就学介護福祉士候補者	○	U	U	－	U	U	－	－	－

別記第三十号の二様式所属機関等作成用１　Ｙ（「技能実習（１号）」・「技能実習（２号）」）から所属機関等作成用４　Ｙ（「技能実習（１号）」・「技能実習（２号）」）までを次のように改める。

所属機関等作成用１　Ｙ（「技能実習（1号）」・「技能実習（2号）」）

1 受け入れている外国人の氏名及び在留カード番号

(1)氏名　　(2)在留カード番号

2 実習実施機関（勤務先）

(1)名称

(2)事業内容

□ 農業関係　□ 漁業関係　（□ 漁船漁業）　□ 建設関係　□ 食品製造関係

□ 繊維・衣服関係　□ 機械・金属関係　□ その他（　　）

(3)所在地　　電話番号

(4)実習施設名　　所在地

(5)資本金　　円　(6)年間売上金額（直近年度）　　円

(7)常勤職員数（技能実習生を除く。）　　名　(8)外国人技能実習生数　　名　うち技能実習1号の数　　名

(9)経営者名

(10)管理者名

(11)技能実習指導員名　　経験年数　　年

(12)生活指導員名

(13)技能実習に係る不正行為を行った場合は，直ちに，地方入国管理局（「技能実習1号イ」・「技能実習2号イ」に該当する場合。）又は監理団体（「技能実習1号ロ」・「技能実習2号ロ」に該当する場合。）に当該不正行為に関する事実を報告することとしていることの有無

有・無

(14)技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合は，直ちに，地方入国管理局（「技能実習1号イ」・「技能実習2号イ」に該当する場合。）又は監理団体（「技能実習1号ロ」・「技能実習2号ロ」に該当する場合。）に当該事実及び対応策を報告することとしていることの有無

有・無

(15)技能実習の実施状況に係る文書を作成し，技能実習を実施する事業所に備え付け，当該技能実習の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無

有・無

(16)実習実施機関・経営者・管理者・技能実習指導員・生活指導員が外国人の技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無

有　（内容・該当者名　　）・無

(17)実習実施機関・経営者・管理者・技能実習指導員・生活指導員が入管法・労働関係法令に違反して刑に処せられたことの有無

有　（内容・該当者名　　）・無

(18)実習実施機関・経営者・管理者・技能実習指導員・生活指導員が外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせる目的で，偽変造文書等の行使・提供を行ったことの有無（申請書等に虚偽の記載をしたことの有無を含む。）

有　（内容・該当者名　　）・無

(19)経営者又は管理者が過去に他の機関の経営者，役員又は管理者として外国人の技能実習・研修の運営・監理に従事していた場合，その従事期間中に当該他の機関が技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無

有　（内容・機関名・該当者名　　）・無

(20)技能実習指導員が毎日1回以上，各漁船における技能実習の実施状況を確認し，無線その他の通信手段を用いて監理団体に対して報告することとされていることの有無（「技能実習1号ロ」で漁船漁業に従事する場合に記入）

有・無